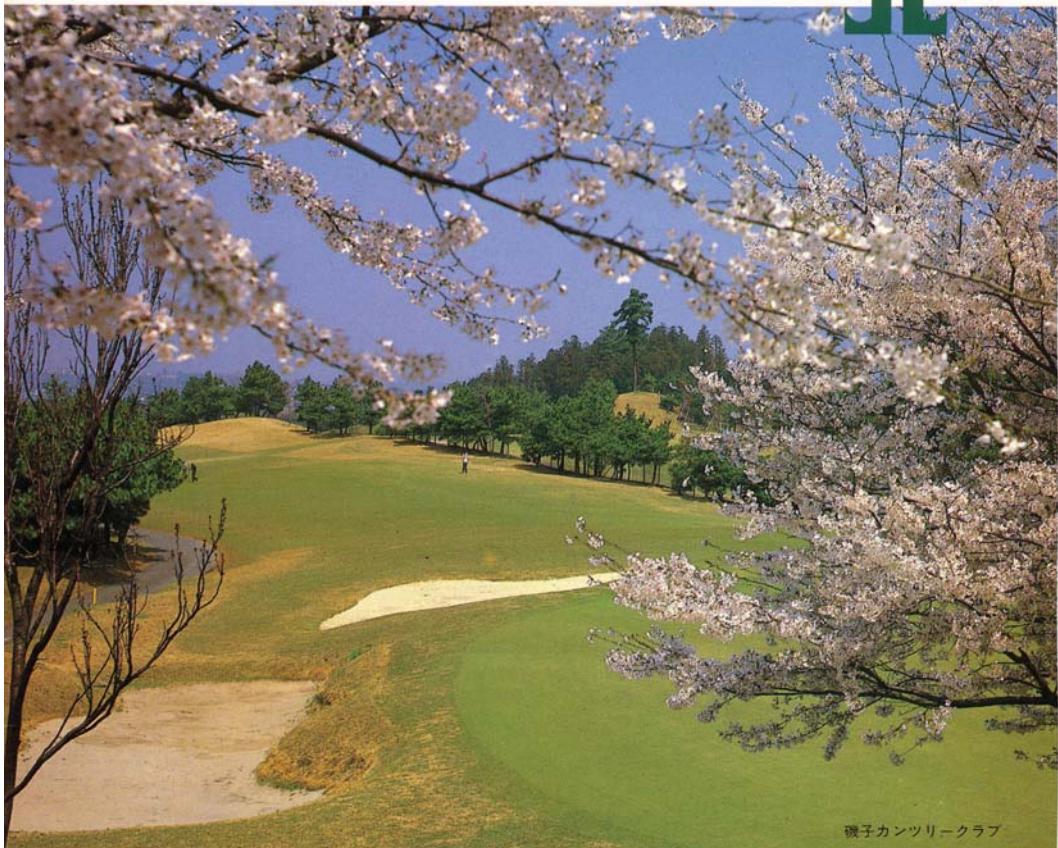


'84関東ゴルフ連盟機関誌

# KGAニュース

GKA



横子カントリークラブ

## 3月号目次

ゴルフを本当の大衆のスポーツに	1	昭和59年度競技実施規定・要項	12
竹井博友		コース・レート	15
1984年度規則の変更箇所	3	月例競技成績表(昭和58年12月)、お知らせ	16
ルールQ & A	6		
総会・理事会・委員会	8		

No. 6

## ゴルフを本当の大衆の スポーツに

岡部チサン  
那須チサン 理事長  
富士チサン

竹井 博友

程ヶ谷カントリー倶楽部は、むかしは、高速道路とワンマン道路とのつながるあたり、トンネルのあるところにありました。いま横浜国立大学や住宅公園の建っているところです。

30年ほども前、そこに程ヶ谷カントリー倶楽部があったころ、私は先輩に連れられて行ったときの話です。

昼飯をとりにクラブハウスへ上ってきたら、「竹井さん、フロントまでおいで下さい」と呼び出しがかかりました。何の用事かといぶかりながらフロントへ行きますと、

「あなたは帽子をかぶっていないし、手拭いをお尻にぶらさげています。ちゃんと帽子をかぶり、手拭いもポケットに入れて下さい」という注意を受けました。

その時、ゴルフというのはエチケットのうるさいものだなあと感じ入ったものです。いかにもイギリス貴族のスポーツらしい礼儀正しさが、30年前には、敵として残っていたのです。

爾来、私は帽子をかぶらずにゴルフをやったことはありませんし、手拭いをぶらさげてやったこともありません。また手拭いはやめてハンカチにし、ポケットに入れることにしています。

では現在、ゴルフのプレーヤーはどうしているかと見ますと、帽子をかぶっていない人が半分はいるのではないかと思います。とくに若い人たちに帽子をかぶらない人がたくさんいます。服装のエチケットもそうですが、全体としてマナーは崩れてしまっています。崩れたというより、完全に日本流になっているのです。

70を過ぎたような年配のゴルファーがそれを見て、「ゴルフが大衆化したのはいいけれど、往年のゴル

フの精神、エチケットはなくなってしまった」と嘆く声をよく耳にします。

そうした年配者の嘆きが、わからないわけではありません。しかしどんなものも、時代とともに変遷することを避けられません。どんなスポーツも、どんな組織も、日本流に変わっていきます。ゴルフも例外ではありません。

例は悪いけれど、モーターホテルがそうです。高速道路を長時間走り続けるので、車をとめて泊まるということ、アメリカで発生したのですが、それが日本へ輸入されると連れ込みホテルの代名詞みたいになってしまいました。それをいいとはいいませんが、それなりの理由があるからです。

ゴルフの場合、いまや若い学生がどんどんプレーを楽しんでいます。若い女性、主婦のゴルファーも増えています。若いカミさんはご亭主を会社へ送り出したあと、家事はいまや簡単に終わりますから、生活時間に余裕ができるゴルフをやる余裕が生まれたわけです。

このように、若い人や女性がゴルフをやるという風潮は悪くないと思います。大いにやつたらいいと思います。

ただ、現実の問題として、ゴルフの大衆化ということと、規則、旧慣を墨守しようとする権威人とが、いろんな形で対立し、矛盾を起こしていることは否定できません。日本ゴルフ協会や関東ゴルフ連盟のなかでも、ゴルフそのものという考え方と、企業としてのゴルフという問題との間には、時としてギクシャクした矛盾対立が見られるようです。

しかし、私は時代の流れというものは無視できないと思います。

私は15年ほど前に、フランスでゴルフ場をひとつ



買収しました。ロシュフォールゴルフ場といいます  
が、私も年に1、2度行ってゴルフをやります。

ご存じのように、パリのゴルフ場はすべてイベント  
です。高麗もなければ、野芝もありません。日本の  
北海道と同じで、牧草です。だから管理が非常に楽  
で、5人ほどの人間でコース管理は十分間に合って  
います。

メンバーは5~600人、毎年切り替え制ですが、夫婦  
で来て、カートを自動車のトランクに入れて持つて  
きます。ゴルフバッグと一緒に入れてきます。

クラブのカートを使わないくらいですから、ゴル  
フ場にはキャディーはひとりもいません。自分たち  
でカートを引っ張ってコースへ出て行きます。土曜  
や日曜には臨時の託児所ができて、若夫婦が子供を  
預けて、のんびりと楽しむゴルフをやっています。

フランスでも、エチケットはどうなっているのか  
知りませんが、帽子をかぶっていない人が結構たくさん  
います。あまりそういうことをうるさくいわな  
いようです。メンバーの数が非常に少ないということ  
もあると思います。ゴルフ場も少なく、パリの周  
囲に10ヵ所ぐらいしかありません。ゴルフ人口も日  
本の100分の1ぐらいです。

ゴルフは、テニスや狩猟よりもはるかに上等のス  
ポーツで、エリートというか特権階級しかやりませ  
ん。少数の上流階級のスポーツですから、のんびり  
楽しんでいるわけです。

風呂もなく、夏場はシャワーを浴びる程度で、ほ  
んとに気軽に楽しんでいます。

ところで私は30年ほど前、アメリカで何度かゴル  
フをやったことがあります。

もちろん一流のメンバーシップのゴルフ場でなく、  
ニューヨーク市やワシントン市が隣地確保のために  
つくったパブリックのゴルフ場で、そういうところ  
へ出先の読売新聞の支局長や特派員に連れて行って  
もらったのです。

こういうゴルフ場は、クラブハウスはハンバーガー<sup>ーション</sup>程度のものですが、そのかわり自動車の  
運転手が午前中ワンラウンドやってから仕事に出かける  
という気軽さです。家庭の主婦も、ご亭主を送り出したあと隣近所誘い合わせてケラケラ笑いながら  
楽しんでいました。

グリーンフィーも安く、ニューヨークの映画館の  
入場料が50セントのとき、グリーンフィーは半分の

25セントでした。それくらいアメリカのゴルフ場と  
いうものは大衆化されていました。

日本の会員権は、なぜか5千万円だの、一億円だの  
と、目玉が飛び出るほど高いのがあります。

一流会社に40年勤めて取締役にまでなった人でも、  
とても5千万円という退職金はもらえません。だから  
2千万、3千万という会員権は誰が一体買うのかと考  
えると、たいへん不思議になります。

私の持論は、ゴルフというものは、もっともっと  
大衆化されしかるべきものだということです。

ゴルフの料金というものは、そのためにはできる  
だけ安くしなければなりません。

またゴルフに、500円も1000円もの税金がかかると  
いうのもおかしいと思います。

私はしばらく前、文部省の局長と会ったとき、  
「ゴルフの税金は廃止できないか。今やゴルフは大  
衆のものだ。大学を卒業したばかりの若いサラリー  
マンも行って楽しむのだから」という話をしたら、  
「私もまったく同感だ。税金のないようにしたいが、  
問題がひとつある」という。それは何かと聞いたら、

「ゴルフ場でキャディーを使うでしょう。キャディー  
を使っている間は、税金を免除してくれという運動  
はやりにくい」ということでした。

いわれてみると、キャディーを連れて歩いている  
間は、ゴルフはぜいたくな遊びだといわれてもムリ  
はないと思います。

登山でも、マラソン、水泳でも、スポーツは自分で  
やるもので、助手を連れて歩くスポーツなどとい  
うものはありません。

フランスにもキャディーを連れて歩くゴルフ場は  
ないし、アメリカにもありません。シンガボールあ  
たりへ行くと、小学校の生徒のような見すばらしい  
少年がキャディーをやっています。発展途上国だけ  
の現象です。

日本も、もうキャディーがいなきやダメだなどと  
いう固定観念を脱却するときではないかと思います。  
自分でやるスポーツだということになったら、必ず  
税金はなくなるだろうし、そうなったらスキーと同じように、  
もっともっと大衆のスポーツになっていくのではないか  
と思います。

そうなることを願いたいものです。

## 1984年度規則の変更箇所

1984年度からの規則は、各条項を合理的な順序に配列を変えて再編成されたのが最も大きな改正で  
ある。基本的な規則は変更されないが、プレーの実状に合うように細部にわたって変更されている。  
変更箇所は次の如くである。

### 定義第2 アドバイス

規則またはハザードやグリーン上の旗竿の位置のよ  
うな公知の事実を知らせることは、アドバイスでな  
いことを明らかにした。

### 定義第9と第23 カジュアル・ウォーターとルース・ インペディメント

露はカジュアル・ウォーターでもなく、ルース・イ  
ンペディメントでもないことを明らかにした。

### 規則第4条第1項 クラブの形式と構造

バターを除いて、すべてのクラブのグリップは、節の  
ない、真すぐで、そのグリップの長さに沿って僅かに  
添えられた歯を除いて、その横断面は概ね円形でなけ  
ればならない。バターに限り、フラットな一侧面は  
許される。

### 規則第5条第3項 プレーに適しない球

プレーヤーは球を拾い上げる前に、相手、マークー  
または同伴競技者に自己の意思を告げ、かつ球を調  
べる機会を与えなければならないことになった。

### 規則第6条第2項 ハンディキャップ

スコア・カード提出に関する変更として、ハンディ  
キャップのあるストローク競技の場合、委員に提出  
するスコア・カードにハンディキャップが記入して  
ないときは競技失格となることになった。

### 規則第6条第3項 出発の時刻

プレーヤーが出発の時刻に遅れたときは競技失格で  
あるが、5分以内に支度を整えてティに到着したな  
らば、委員会は失格の罰をマッチ・プレーは第1ホ  
ールの負、ストローク・プレーは2打の罰を付加して  
競技に参加させる軽減処置がとれるような特例が  
設けられた。

### 規則第7条 練習

ホールとホールの間での練習は、ホール・アウトを  
済ませたばかりのグリーン上とその付近、練習グリ  
ーン上とその付近、および次のティ・グランド上や  
その付近でパッティングやチッピングの練習程度に  
制限され、力強く打つ練習は禁止となった、このよ  
うな練習もハザード内からしてはならないのは従来  
通り。

また、スタート前にコース内で練習することは禁止  
されているが、第1ホールのティ・グランド上とそ  
の付近で、パッティングやチッピング程度の練習  
は許されることになった。

### 規則第8条 アドバイス

チーム競技の場合、委員の許可を得て各チームのノ  
ン・プレイイング・キャプテンまたはコーチの1人  
だけがアドバイスを与えられることになったが、個  
人競技が併催されるときは、このアドバイスは認め  
られない。

### 規則第10条 プレーの順序

従来、スリーボールとフォアボールのマッチ・プレー  
では、スルーザ・グリーンまたはハザード内か  
ら打順を間違えたプレーヤーに対して打ち直しの要  
求ができなかったが、新規則では要求できることに  
なった。

また、ストローク・プレーでは打順を間違えても罰は  
ないが、競技者の1人にアドバンティジ(例え  
ば、風力の影響、グリーンの止まり工合、バンカーの状態  
あるいはグリーンの速さや曲り工合等々)を与える  
目的で故意に打順を変えたならば、それに関係した  
競技者たちは競技失格となることが新たに規則にも  
り込まれた。

### 規則第12条第1項 球の捜索

プレーヤー、パートナーまたはそれらのキャディが  
カジュアル・ウォーター、修理地または穴掘り動物の

# 1984年度規則の変更箇所

穴等にあるらしきプレーヤーの球を捜索中に、誤まって動かしても罰なしとなった。

## 規則第12条第2項 球の識別

プレーヤーが球の識別をしたいときは、相手、マーク一または同伴競技者に識別の意思を告げ、かつ球の拾い上げとリプレースの状況を監視する機会を与えなければならなくなつた。

**規則第17条第2項b 無断で付き添うこと(旗竿に)**  
ストローク・プレーで、競技者の球が動いている間に同伴競技者またはそのキヤディ<sup>g</sup>、競技者に無断で旗竿に付き添つたり取り除いたときは、同伴競技者はこの規則の違反に対する罰が課せられることになった。従来は、この事だけに対する罰はなかった。

**規則第18条第2項 止まっている球を動かす**  
故意、偶然にかかわらず、止まっている球を動かしたときは1打の罰を付加してリプレースしなければならないが、従来はリプレースを怠つてプレーすると、球を動かした罰1打にリプレースを怠つた罰2打が加算され3打の罰となつたが、新規則では2打の罰で打切りとなつた。

**規則第18条第5項 他の球で動かされた場合**  
止まっている球が他の球で動かされたときはリプレースをしなければならない。しかし、シングル・マッチ・プレーの場合、動かされた球の持主は球の止まつた所からプレーするかリプレースするかの選択ができるが、新規則ではこの選択ができなくなり、動かされた球はリプレースしなければならなくなつた。

## 規則第20条第1項 球の拾い上げ

従来、拾い上げる球をマークしなければならないのはグリーン上に限られていたが、新規則では拾い上げた後でリプレースしなければならない球を拾い上げるべきは、コース内どこにある球でもマークしなければならなくなつた。もし、マークを怠つて拾い上げると1打の罰を付加してリプレースのうえ、マークしてから拾い上げことになる。

## 規則第20条第2項a ドロップする人と方法

ドロップの方法とその後の処置が変更された。ドロップはプレーヤーが直立して、球を持った腕を真すぐ伸して肩の高さで球を落さなければならない。この方法で規定の箇所に球を落すならば、プレーヤーはホールに向つて立つ必要はない。もし、誤つて従来の方法でドロップしたときは、新規則で定めた方法でやり直すならば罰はない。また、ドロップした球が地上に落ちる前または落ちた後でプレーヤーに触れたり、プレーヤーの携帯品に触れたときは罰なしに再ドロップしなければならない。

## 規則第20条第3項b プレースまたはリプレースする球のライが変わった場合

従来、プレースまたはリプレースする球のライが変えられたときは、2クラブ・レンジス以内でホールに近づかないで、初めのライに最も似たライにプレースであったが、新規則ではこの範囲が1クラブ・レンジス以内に縮小された。

また、バンカー内の場合は、変えられたライを初めのライとほぼ同様に復元して、そこに球をプレースしなければならない。

## 規則第22条 プレーの妨げまたは援助になる球

全ての形式のプレーにおいて、プレーヤーは誰かのプレーの援助になると考へたときは自己の球を拾い上げることができる。また、プレーヤーは自己のプレーの妨げになると思う球、あるいは誰かのプレーの援助になると思う球は拾い上げて貰うことができる。

## 規則第24条第1項 動かせる障害物

球が動かせる障害物の中や上に止まつたときの処置が明らかにされた。即ち、球を拾い上げ、障害物を取り除き、球のあった直下にできるだけ近く、かつホールに近づかない所へドロップ(グリーン上はプレース)しなければならない。

## 規則第24条第2項 動かせない障害物

球がウォーター・ハザード内にある場合は、動かせない障害物からの救済が受けられなくなった。他方、プリンクラー・ヘッドのような動かせない障害物が、

ホールとグリーン上の球との間にある場合は救済を受けられることになった。即ち、球の前位置に最も近く、かつホールに近づかないで障害を避けられる箇所へ球を移動できる。

## 規則第24条第2項bと第25条第1項b 救済の例外事項(不当な救済の禁止)

動かせない障害物、カジュアル・ウォーター、修理地または穴掘り動物の穴等以外のものが原因で(a)プレーヤーがストロークを行うのが無理な場合、または(b)不必要に変則なスタンス、スイングまたはプレーの方向をとることによって障害が生じる場合は、救済を受けることができない除外例が設けられ、不当な救済を禁止した。

例えば、球は樹木の根元の凹に入っている。その球を打つことは不可能だが、普通にスタンスをとってスイングしてみると後の樹木の支柱(障害物)にクラブが当たる。

この様な場合、樹木の支柱が球を打てない原因ではないので障害物(ときには修理地)からの救済は受けられない。

## 規則第25条第1項 カジュアル・ウォーター、修理地またはコースの明白な損傷

球がウォーター・ハザード内にある場合は、穴掘り動物、爬虫類または鳥類の作った穴等が、スイングあるいはスタンスの妨げになつても救済は受けられなくなつた。

## 規則第26条第2項b ハザードの外側で紛失、アンブレヤブルまたはアウト・バウンズとなった球

ウォーター・ハザード内からプレーした球がハザードの外側で紛失、アンブレヤブルまたはアウト・バウンズとなったときの処置が新たに加えられ、次のストロークは(a)1打の罰を付加してウォーター・ハザード内からプレーした箇所より、(b)規定の罰でホールと、球がハザードの限界を最後に横切った地点とを結んだ後方線上のハザード外から、あるいはラテラル・ウォーター・ハザードのときは2クラブ・レンジス内から、(この場合に限り対岸からプレーできない)、(c)1打の罰を付加してウォーター・ハザードに入った球をプレーした位置からプレーする選択ができる。

注(b)の規定の罰とは、ウォーター・ハザードの外側ヘドロップする1打の罰と紛失、アウト・バウンズまたはアンブレヤブルに対する1打の罰を含めたものをいう。(c)も同様である。

## 規則第30条、第31条 フォアボールのマッチ・プレーとストローク・プレー

フォアボールのマッチ・プレーおよびストローク・プレーでは1人のパートナーがサイドを代表してプレーができる。もし、サイドの1人がスタート時刻に遅れた場合は、ホールとホールの間で合流できるが、1ホールのプレー中は合流できない。

1984年度新規則は4月1日より実施する

日本ゴルフ協会

# ルール Q&A

解答者：日本ゴルフ協会、規則委員長 浜口五郎

## Q-1 グリーン上でスパイクの傷を圧えつけることは反則

K君はいつもパットをするとき、スタンスをとつてから球の前方にパター・ヘッドをソールして方向を定め、続いて球の後方へパター・ヘッドをソールしてからパットをしている。

あるホールのグリーン上でK君の球の直前にスパイクの傷があった。K君のパットの番になったとき、N君が「K君に『いつものように球の前にクラブをソールするとスパイクの傷を压えることになるから2打の間になるぞ』と注意した。K君も規則に自信がないのでパター・ヘッドを球の後にソールしてからパットをした。タイミングが合わないのか2メートルのパットが1メートル以上ホールをオーバーしてしまった。もし、K君がN君の注意を聞かずに球の前にパター・ヘッドをソールしたら2打の罰が課せられたか？」

**A-1** 球の前はパットの線上になりますから触ることはできませんが、「何物をも押えつけない限り、アドレスのとき球の前方の地面にクラブ・ヘッドを置くことはできる」と規則で定めているように、球の前方にクラブ・ヘッドを置くことはできますが、K君の場合はスパイクの傷を押えつける結果となります。従って、パットの線を改善したことにより2打の罰がそのホールのスコアに付加されることになります。

参照—規則17条1、35条1a。

## Q-2 カートに積んであるバッグに球が入ってしまった。どうしたらよいか

M君は2番ホールでティ・ショットがクラブ・ヘッドの根元に当たり、球はティ・グランドにはずんで、斜め左に置いてあったカートに当たってからバッグに飛び込んでしまった。そのカートは4バッグでM君のバッグも積んである。

同じグループのA君は、自分のバッグを積んだカートに球を当てたから2打の罰だ。球はアンプレヤブルだろうから1打の罰でカートから2クラブ・レンジス以内にドロップだなあーと言った。続いてK君

は、カートに当たった罰2打だけよいんだ。球は拾い出してできるだけ近い所へドロップすればよいとA君と違うことを言った。

M君はどうちらの言うことを聞いてよいか迷ったが、バッグから球を取り出し、邪魔になるカートをどこで、その近くにドロップしてプレーを続けた。罰は幾つか正しいか？

## A-2 K君の説が正しく、ストローク・プレーでは2打の罰です。

プレーヤーの打った球が自分の携帯品に入ったときは、球が入った時の位置にできるだけ近くホールに近づかない所に2打の罰を付加してドロップです。従って、M君はドロップした球で4打目をプレーすることになります。

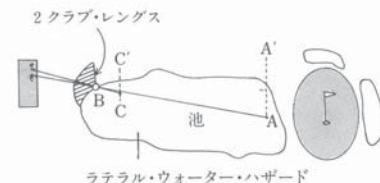
また、A君の説ですが、打った球が動くものに入ったり乗ったりした場合や障害物に入ったり乗ったりした場合、それぞれの規則で球の処置方法が定められており、球はアンプレヤブルでもアンプレヤブルの規則は適用されません。

参照—規則26条1b（動くものに乗った球）、同条3a（競技者に当たった球）。

## Q-3 ウォーター・ハザードに入った球の救済は、球がその境界を横切った地点を基点として処置しなければならない。

球が池に飛び込んだ所は救済の基点とはならない。あるショート・ホールでA君のティ・ショットは池を越えそうだったが、残念ながら僅か手前の水面に落ちてしまった。（下図参照）

A君は球が池に入ったA点と並行になるA'点にドロップしてよいのか？ よく見かけることだが。



# ルール Q&A

**A-3** ウォーター・ハザードに入った球は1打の罰で救済されますが、救済を受けられる場所は、①その球をプレーした所から再プレーするか、②ホールと球がウォーター・ハザードの境界を横切った地点とを結んだ後方線上にドロップするか、あるいは③ラテラル・ウォーター・ハザードならば球が境界を横切った地点からホールに近づかないで2クラブ・レンジス以内にドロップできます。このホールの池はラテラル・ウォーター・ハザードですかからこの処置がとれます。

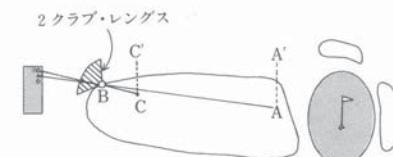
球が池に落ちた所はウォーター・ハザードからの救済を受ける場所を決定する基点ではありません。A君はB点からホールに近づかないで2クラブ・レンジス以内にドロップしなければならない処置をA'点の附近にドロップしてプレーすると、決められた地点よりホールに近づいてドロップしたことになり、誤所からのプレーですが2打の罰では済まないでしょう。アドバンテージが大きいと重大な反則とされて競技失格になります。重大な反則は次のホールのティ・ショット前に訂正できますが、これについて次問で述べましょう。

参照—規則21条3C（誤所からのプレー）、規則33条2、3（ウォーター・ハザード内の球）。

## Q-4 ウォーター・ハザードに入った球：定められている区域より甚しくホールに近づいた所へドロップしてプレーすることは失格につながる

あるショート・ホールでA君のティ・ショットは池を越えそうだったが、残念ながら僅か手前の水面に落ちてしまった。

A君は球が池に入ったA点と並行になるA'点にドロップしてよいのか？ よく見かけることだが。（この質問は前問と同じ）



**A-4** A君の池に入った球はB点からホールに近づかずに2クラブ・レンジス以内にドロップすべきをA'点にドロップしてプレーを続け、ホール・アウトして次のホールのティからプレーしてしまうと誤所からのプレーの重大な反則とされ、甚しいアドバンテージをとったことにより失格の罰が課せられます。

この場合、次のホールのティ・ショット前に重大な反則であることを知ったならば、2打の罰で正しい個所（B点からホールに近づかないで2クラブ・レンジス以内）にドロップしてプレーを続け誤りを訂正することができます。

もし、A君が誤りを訂正してB点から再プレーしてホール・アウトしたならば、A'点からプレーしたストローク数と罰はスコアに加算しません。

また、別にB君がいてティ・ショットをC点に落し、B点よりホールに近いC'点にドロップしてプレーしたならば誤所からのプレーとなりますが、これが重大な反則になるかどうか疑問のあるときはB点からホールに近づかないで2クラブ・レンジス以内に2打の罰で別の球をドロップして再プレーし、両球ともホール・アウトして、ラウンドの終った後で委員に報告して裁定（C'点からのプレーが重大な反則かどうか）を求めることがあります。

もし、委員が重大な反則とするに及ばないと裁定したならば、C'点（単なる誤所）からプレーした球のスコアが採用され、B点からプレーした球のスコアは無関係となります。

参照—規則21条3d（誤所からのプレーの重大な反則の訂正）と注。

ゴルフに関するご質問をお気軽に下記へお寄せください。

〒100 東京都千代田区丸ノ内1丁目1番1号  
パレスビル6階(606号)  
関東ゴルフ連盟

# 総会・理事会・委員会

加盟俱楽部殿

昭和59年1月25日

関東ゴルフ連盟

理事長 細川護貞

58年度第6回理事会議事録

58年度第6回理事会討議事項を下記の通りお知らせします。

日 時 昭和59年1月25日(木)正午

場 所 日本工業俱楽部

出席者 鈴木、武内副理事長、藤原、福田彰、福田富市、古賀、木村、古茶、小宮山、松浦、松野、長沢、大槻、斎藤、佐藤各常務理事、青木、金丸、北村、小林金太郎、村田、森井、佐久目、山崎、吉沢、内田各理事、及び岩本監事

## 決 議 事 項

### 1. 第36回通常総会開催に関する件

#### ①総会開催日決定の件

2月15日(木)午前11時、ホテルニューオータニにて開催することを決定。

#### ②総会審議事項決定の件

会員総会提出議案を次の通り決定した。

第1号議案 昭和58年度事業報告、並びに決算の承認を求むる件

第2号議案 昭和59年度予算案の承認を求むる件

第3号議案 昭和59年2月22日開催の日本ゴルフ協会第35期通常総会に上程される昭和58年度決算の承認を求むる件、及び昭和59年度予算案の承認を求むる件に対し、賛否決定の件

第4号議案 第35期日本ゴルフ協会通常総会に出席する関東ゴルフ連盟代表者指名の件

なお、この総会に提出する昭和58年度決算、オープン特別会計決算、及び昭和59年度予算案については原案通り承認した。

### 2. 委員会報告

#### 競技委員会

福田競技委員長より

①クラブ対抗競技のチーム・スコアは昨年度は8人中、ベスト7人のスコア合計で争われた

が、本年度はAクラス、Bクラスともベスト3名、計6名のスコア合計で争うことに変更したこと。

②日本アマチュア選手権の予選競技を廃止し、地区アマチュア選手権をもってこの予選を兼ねることとし、日本アマチュア選手権決勝競技も4日間の72ホールを3日間の72ホールに変更されたこと。

③従って関東アマチュア選手権決勝競技もJGAに準じて3日間の開催に変更、開催曜日は開催クラブの希望を尊重することとした。

④日本オープン選手権の本年度の予選2会場が未定なので、早く決めてほしい。

以上の報告と要望があった。

#### 月例競技委員会

福田委員長より、月例委員会としてはエチケット・マナーの普及につとめ、11月、12月には目土の励行をテーマとして実施、コース側の評判も良かった旨の報告があった。

#### オープン準備委員会

武内副委員長より、従来、オープン準備委員長は競技委員長が兼任していたが、1人では忙がしく手の廻りかねることもあるため、本年度よりは理事長を委員長とし、総務を武内、競技は福田競技委員長と分担することになったとの報告があり、統いて賞金総額について2,000万円は見劣りするので総額3,000万円に増額したいと提案、これにともなってNHK放映料等の値上げも考慮すれば十分に実現可能との説明があり、全員異議なくこれを承認した。

#### 3. その他

##### ゴルフ規則書普及委員会の件

武内副理事長より、ルールの大幅改訂によりJGAにゴルフ規則書普及委員会が設置され、加盟クラブは100冊ぐらいは引受けでほしいとの要望がある旨の説明があった。

以上

# 総会・理事会・委員会

## 昭和58年度 第36回 通常総会議事録

2月15日(木)午前11時より、東京都千代田区紀尾井町4-1ホテルニューオータニにおいて開催された表記通常総会は、加盟クラブ338、出席は委任状とも215クラブで下記の通り議決されましたのでご報告申し上げます。

#### 加盟俱楽部御中

昭和59年2月15日

関東ゴルフ連盟

理事長 細川護貞

理事長細川護貞議長となり、本総会は規約に照し適法に成立した旨を宣した後、胆石手術後の体力回復が不充分なため、理事長に事故あるときは適宜副理事長がこれに代わるとの規約17条の定めに基づき議長の交替を説明、代わって副理事長武内俊三議長となつて直ちに議案審議に入る。

#### 第1号議案

昭和58年度事業報告、並びに決算の承認を求むる件

岩本勇、三嶋栄、坂信弥の3監事を代表して三嶋監事より、理事会より提出された議案内容について諸帳簿、関係書類について精査したところ、何れも適法かつ正確であることを認めめた旨、監査報告があり統いて議長より概略の説明が行なわれ

原案通り承認可決確定

#### 第2号議案

昭和59年度予算案の承認を求むる件

予算の概略について議長より説明が行なわれ

原案通り承認可決確定

なお、船橋の伊藤春次氏より、連盟最大の事業である関東オープン選手権の予算案が作成されていないことに対する質問に対しては議長は從来この関東オープンは収益事業であっても不確定な要素が多かったため、有料化した頭初より予算案無しが慣例となっていたが、事業として安定化した現在、確かに予算案は必要なので次回より必ず作成することを約した。

#### 第3号議案

昭和59年2月22日開催の日本ゴルフ協会第35期通常総会に上程される昭和58年度決算の承認を求むる件

る件、及び昭和59年度予算案の承認を求むる件に対し、賛否決定の件

議長より日本ゴルフ協会の昭和58年度決算に引き続き、昭和59年度予算案について概略の説明が行なわれたが、特に予算面では国際交流の活発化による国際関連事業費の支出増や各種事業規模の質量共に増大したことによる経費増等に対応するため、加盟クラブにご負担願うJGA分担金を増額する必要が生じ、ホール数に比例する分担金に改訂したこと、この改訂の内容は次の通り、

36ホール以上のクラブ	200,000円
(旧100,000円)	
27ホールのクラブ	170,000円
(旧100,000円)	
18ホールのクラブ	130,000円
(旧100,000円)	
9ホールのクラブ	65,000円
(旧50,000円)	
36ホール冬期休場クラブ	100,000円
(旧50,000円)	
27ホール冬期休場クラブ	85,000円
(旧50,000円)	
18ホール冬期休場クラブ	65,000円
(旧50,000円)	

これによる增收は4,350万円になるが、支出もその分増額され収支は0の予算となった旨の説明が行なわれ、全員異議なく

原案通り賛成承認可決確定

#### 第4号議案

第35期日本ゴルフ協会通常総会に出席する関東ゴルフ連盟代表者指名の件

細川理事長を代表出席者とする事を可決確定以上をもって全議事の審議を終了、午後0時6分議長は閉会を宣した。

以上

加盟俱楽部殿

昭和59年2月15日  
関東ゴルフ連盟  
理事長 細川護貞

### 59年度第1回理事会議事録

59年度第1回理事会討議事項を下記の通りお知らせします。

日 時 昭和59年2月15日(水)午後1時

場 所 ホテルニューオータニ

出席者 細川理事長、鈴木、武内副理事長、相山、藤原、福田彰、福田富市、古賀、木村、古茶、小宮山、松浦、松野、長沢、大槻、斎藤、佐藤各常務理事、青木、浜口、勝山、北村、小林金太郎、小林甲子郎、村田、森井、竹井、山崎、吉沢、内田、渡辺各理事、及び坂監事

### 決 議 事 項

#### 1. 59年度分科委員会委員長委嘱の件

細川理事長より各分科委員会は任期1年なので、早急に本年度の分科委員会を編成する必要があるとの説明があり、この選任方法を踏ったところ、満場一致で理事長に一任された。理事長は気分を一新するとともに、より多くの方に連盟の各種業務を精通していただくことも大切だから……との方針の説明に統いて新委員長を次の通り指名した。

競 技 委 員 長 武 内 俊 三

ハンド キヤッ プ委員長 福 田 彰

月例競技委員長 松 野 京 三

ジュニア委員長 斎 藤 文 志 郎

広 報 委 員 長 木 村 裏 司

税 対 策 委 員 長 勝 又 豊 次 郎

グ リ ー ン 委 員 長 古 賀 始

コース選定委員長 細 川 護 貞

なお、各副委員長、および委員の人選については理事長、副理事長が各委員長と協議の上で取りまとめ、次回理事会で正式決定したいこと、および委員の人選は出来るだけ各県から出るようにして、連盟と各県、各クラブとの交流を一層深め、今後の活動をますます円滑にしたいと提案、いずれも全員異議なくこれを了承した。

#### 2. 顧問推薦の件

理事長より、昨年度から、退任された理事は永年の労を謝し、連盟の顧問に就任していただいたが、

その後、退任された木場貞輝(我孫子)、高田市太郎(相模原)、中川岩太郎(小金井)の三氏を顧問に推薦したいと提案、全員異議なく承認可決した。

### 3. その他

#### ①退任理事に対する記念品贈呈の件

細川理事長より、JGAでは退任理事に記念品を贈っているが、KGAでも労を謝する意味で記念品を贈るようにしては如何…と提案、これも異議なく承認された。なお記念品の選定については理事長に一任することを決めた。

#### ②月例競技委員会報告の件

福田委員長より、委員会としては一層マナー・エチケットの徹底に重点を置くことを当面の課題としているとの報告があった。

終りに先立って鈴木副理事長より、今回相模カンツリー倶楽部の改選により、クラブ代表者交替することが確定したため、自動的にKGAの副理事長を退任することになった旨の報告があり、退任のあいさつがあった。

次回理事会 3月6日(火)正午 以上

加盟俱楽部殿

昭和59年3月6日

関東ゴルフ連盟

理事長 細川護貞

### 59年度第2回理事会議事録

59年度第2回理事会討議事項を下記の通りお知らせします。

日 時 昭和59年3月6日(火)正午

場 所 ホテルニューオータニ

出席者 細川理事長、武内副理事長、藤原、福田彰、福田富市、古賀、木村、古茶、松野、斎藤、佐藤各常務理事、浜口、金丸、勝又、小林金太郎、小林甲子郎、村田、森井、佐久、竹井、山崎、内田、田各理事、岩本、坂各監事

### 決 議 事 項

#### 1. 分科委員会委員委嘱の件

細川理事長より、各分科委員会の委員について副理事長、及び各分科委員長と選考した結果、昭和59年度分科委員会委員候補者がまとまった旨の報告があり、候補者名簿について審議の結果、本年分科委員会のメンバーが次の通り確定した。

## 総会・理事会・委員会

競 技 委 員 会	副 委 員 長	中 野 弘 治(美 巻)	税 対 策 委 員 会	委 員 長
委 員 長 武 内 俊 三(武 藏)	古 茶 一(草 崇)	* 中 藩 正 幸(桜 ケ 丘)	副 委 員 長	大 横 光 雄(都 留)
副 委 員 長	吉 田 友 明(嵐 山)	岡 田 正(嵐 山)	副 委 員 長	* 佐久 久 蔵(長 岡)
委 員	* 安 達 一(龍 ケ 峰)	原 田 香 男(桜 ケ 浦)	副 委 員 長	角 田 三 郎(程 ケ 谷)
森 井 誠(治(能)	田 井 塞 人(青 梅)	田 井 基 一(能)	副 委 員 長	平 林 平 治(廉 訪)
河 西 幹一(セントラル)	小 林 金 太郎(小 田 原 濠 木)	山 田 道 喜(武)	委 員	* 斎 原 武 草(津)
中 井 文 治(東 京)	森 原 正 明(美 野 鹿)	山 田 道 喜(武)	副 委 員 長	勝 又 一 郎(美 香)
* 古 賀 始(茨 城)	町 田 寿 平(長 野)	山 田 道 喜(武)	副 委 員 長	小 谷 順(龍 ケ 峰)
委 員	新 井 昌 男(大 利 根)	宮 元 昭 雄(緑 武)	副 委 員 長	* 大 河 原 栄(日 高)
新 井 安 寿(武 藏)	斎 藤 文 志 郎(フォレステ)	吉 田 正(草 崇)	委 員 長	坂 本 章(霞 ケ 間)
* 安 藤 労 次 郎(八 王 子)	杉 本 男(鬼 惑 川)	小 田 喜 一(武)	副 委 員 長	鶴 島 保(櫻 倉 田 舎)
* 福 田 国 三(浜 松 シ サイド)	鶴 島 保(櫻 倉 田 舎)	斎 藤 文 志 郎(フォレステ)	副 委 員 長	山 崎 勝 肇(唐 津)
平 田 登 量(千 葉)	内 田 芳 郎(小 金 井)	大 驚 俊 朗(紫 )	副 委 員 長	平 本 精 则(東 京 國 際)
* 市 田 一 丈(伊 香 保)	山 崎 実 年生(央 戸 國 際)	堤 越 栄 作(相 模 原)	委 員	顧 問
岩 橋 亨(相 模)	山 田 八 郎(東 京 名)	上 代 修 二(中 山)	新 井 伸 和 三 郎(宇 都 宮)	江 原 重
北 村 昭 夫(東 京 國 際)	北 村 昭 夫(仙 岐 峰)	横 田 明(昇 仙 岐 峰)	林 和 雄(桜 ケ 丘)	參 与
小 林 駿(セントラル)	吉 沢 兵 左(唐 津)	吉 沢 兵 左(唐 津)	副 委 員 長	大 久 保 昌 横
* 紅 霽 昭 通(植 生)	新 井 安 寿(武 藏)	森 井 伸 彦(東 京 國 際)	副 委 員 長	大 横 光 雄(都 留)
* 松 本 富 介(相 模)	北 村 昭 夫(東 京 國 際)	森 井 伸 彦(東 京 國 際)	副 委 員 長	佐 久 久 蔵(長 岡)
町 司 秀 介(鳥 山 城)	北 村 昭 夫(東 京 國 際)	森 井 伸 彦(東 京 國 際)	副 委 員 長	大 横 光 雄(都 留)
漢 駒 伸(龍 峰)	前 川 美 茂(成 田 ハイ プ リ)	西 山 文 敏(大 利 根)	副 委 員 長	佐 久 久 蔵(長 岡)
* 密 沢 正 吾(松 本)	中 野 弘 治(美)	小 川 透(岡 部 チ サン)	副 委 員 長	大 横 光 雄(都 留)
水 井 正 広(利 用 シ カ リ)	内 田 正 幸(桜 ケ 丘)	川 島 英 雄(高 坡)	副 委 員 長	佐 久 伸 三(相 模 原)
* 中 村 忠 雄(小 金 井)	岡 田 正(風 山)	森 井 伸 彦(高 坡)	副 委 員 長	委 員 長
大 沢 正 春(廣 之 台)	大 沢 正 春(廣 之 台)	鶴 戸 壱(青 梅)	副 委 員 長	細 川 謙 貞
大 駒 俊 朗(紫 )	服 田 哲 男(袖 ケ 潟)	竹 田 隆 光(千 葉)	副 委 員 長	副 委 員 長
鶴 戸 錦 三 郎(愛 廉)	吉 田 八 郎(府 中)	田 道 喜(武)	副 委 員 長	武 内 俊 三
* 斎 藤 文 志 郎(フォレステ)	副 委 員 長	小 川 透(高 波)	副 委 員 長	委 員
* 杉 旗 智 男(加 茂)	准 夏 実(相 模)	* 小 松 幹 司(袖 ケ 浦)	副 委 員 長	藤 原 正 男
* 渡 沢 正 勝(武 郡 賀)	准 夏 実(相 模)	* 大 河 原 栄(日 高)	副 委 員 長	福 田 彰
* 内 田 重(美 善)	渡 辺 浩 助(船 橋)	坂 口 盛 繁(厚 木)	副 委 員 長	木 村 裏 司
山 田 八 郎(東 京 名)	山 田 八 郎(東 京 名)	坂 本 章(霞 ケ 間)	副 委 員 長	小 林 金 太 郎
山 崎 宣 庄(雅 ケ 間)	山 崎 宣 庄(雅 ケ 間)	潮 岛 秀 陸(鶴 舞)	副 委 員 長	古 賀 始
ハンディキャップ委員会	副 委 員 長	下 條 敏 広(河 口 湖)	副 委 員 長	松 浦 均
委 員 長 福 田 彰(ルーデンス)	委 員	廣 報 委 員 会	副 委 員 長	斎 藤 文 志 郎
副 委 員 長	木 村 審 司(東 名)	委 員 長	副 委 員 長	佐 藤 伸 三
副 委 員 長	松 野 京 三(扶桑)	副 委 員 長	副 委 員 長	副 委 員 長
副 委 員 長	* 内 田 順 夫(加 茂)	石 川 博(英 里 山)	副 委 員 長	印 是 新 委 員
副 委 員 長	山 崎 宣 庄(雅 ケ 間)	片 山 順 美(始 生)	副 委 員 長	
副 委 員 長	山 崎 宣 庄(雅 ケ 間)	* 杉 山 通 敏(鬼 怒 川)	副 委 員 長	
副 委 員 長	山 崎 宣 庄(雅 ケ 間)	小 宮 山 義 孝(總 武)	副 委 員 長	

#### 2. JGA推薦委員の件

細川理事長より、関東ゴルフ連盟推薦の日本ゴルフ協会特別委員会委員の候補者選考についても同様の説明があり、提示された推薦委員候補者を全員異議なく承認可決した。

#### 3. 新規加盟申請クラブの件

細川理事長より、新しく加盟申請のあった3クラブについて説明があり、種々検討したが、うち2クラブが保留となり、筑波国際カントリークラブが加盟を承認された。これで連盟加盟クラブの総数は339クラブとなった。

なお、細川理事長より、新規加盟審査には以前に明確な内規があったが、ある時期からそれが破棄された形になっており、同じ日本ゴルフ協会の翼下で他の地区連盟との入会の条件で大差があるのもおかしいので、特別委員会を設けて加盟の審査

基準を確定しては如何……と提案、全員異議なくこれに賛成し、委員会の人は理事長に一任することを決めた。

#### 4. その他

##### 女子月例のコース謝礼金の件

松野月例競技委員長より、月例競技も参加者が増加したため、男子競技を36ホール・ストローク・プレーで行なう時は、女子を分離して年4回、他クラブにて謝礼金無して開催をお願いしているが、クラブも大変なので1回について10万円ぐらいの謝礼を出すようにしたいと提案、全員異議なくこれを承認可決した。

次回理事会

6月6日(火)正午 於 ホテルニューオータニ

以 上

## 昭和59年度 関東アマチュアゴルフ選手権競技実施規定

- ◎予選**
- 期日 昭和59年5月8日第1ブロック 9日第3ブロック  
10日第2ブロック 11日第4・5ブロック
- 開催場所 第1ブロック 相武カントリー倶楽部  
八王子市大船町620  
TEL.0427(72)3266  
第2ブロック 甘樂郡甘樂町天引駒田1955  
TEL.02747(4)5151  
第3ブロック 富士山ゴルフクラブ  
駿東郡小山町宇大御神  
TEL.0550(8)0111  
第4ブロック 千葉国際カントリークラブ  
長生郡長柄町山之郷754-32  
TEL.047535-4321  
第5ブロック 小戸国際カントリークラブ  
西茨城郡友部町大字南小泉1340  
TEL.02967(7)2141
- 1.競技規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則、および本競技特別規則
- 2.競技の条件 18ホール・ストローク・プレーを行い、各ブロック上位20位タイまでが5月24日から3日間、東ノ宮カントリークラブで開催する決勝競技出場資格を得る。  
但し、各ブロック予選通過者数は参加者の数によって変更することがある。
- 3.参加資格 (1)月例競技総合得点40位まで(58年4月～59年3月)を除き、JGAハンディキャップ9までのアマチュア、但し未実施クラブは下記計算により8まで  
(2)58年度関東ジュニア選手権2～10位  
(3)58年度東日本パブリックアマ2～10位  
(4)58年度KGA後援、各県アマチュア選手権5位までの者  
(5)58年度KGA後援、各県オープンのアマチュア5位までの者  
(6)関東ゴルフ連盟推薦のアマチュア  
メダリスト賞
- 4.賞 優勝者 K G A杯(レプリカ)  
メダリスト賞
- 5.参加料 予選、決勝を通じ 20,000円  
参加料はクラブで取りまとめ「三和銀行東京営業部関東ゴルフ連盟普通預金口座No.380」に振込のこと。  
注 締切以後は出場を取消しても参加料は返金しない。
- 6.申込み方法 (1)参加希望者は所属クラブに参加料を添えて申込むこと。  
(2)連盟加盟クラブ以外の参加者は直接連盟に申込むこと。
- 7.申込み期日 昭和59年4月16日(月)  
締切以後は理由の如何を問わば受けない。
- 8.指定練習日 指定練習日は各ブロック2回指定日を定め、うちいずれか希望日1回は会員並み扱い、1回は一般ビジター扱いとし、希望日を開催クラブに届け出のこと。ビジター扱い日利用の場合、クラブ側にスタートを予約することが必要だが、出場選手は会員の紹介を必要としない。

**(参考)**  
参加資格のハンディキャップについてはJGAハンディキャップ規定未実施クラブは所定のハンディキャップ査定申請書により、1年以内のベスト・カード10枚を提出、出場資格の査定を受けねばならない。

- ◎決勝(3日間開催)**
- 期日 昭和59年5月24日、25日、26日
- 場所 東ノ宮カントリークラブ  
栃木県芳賀郡茂木町大字木幡寺ノ入181  
TEL.02856(3)1166

- 1.競技規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則、および本競技特別規則を適用する。
- 2.プレーの条件 5月24日(火)  
第1ラウンド 18ホール・ストローク・プレー  
5月25日(水)  
第2ラウンド 18ホール・ストローク・プレー  
5月26日(木) 第3・4ラウンド  
36ホール・ストローク・プレー

- 3.タイの決定 72ホールを終り、第1位がタイの場合は、委員の指定するホールに於てサンドン・デス方式のプレー・オフにより第1位を決定する。

- 4.参加資格 (1)月例競技(58年4月より59年3月まで)の総合得点40位までの者  
(2)前年度関東アマチュア選手権5位までの者  
(3) 関東オープン・アマチュア5位までの者  
(4) 東日本パブリックアマ選手権1位  
(関東在住)  
(5) アジアアマ日本代表(関東在住)  
(6) 関東ジュニア選手権1位  
(7)本年度関東アマチュア選手権各ブロック予選通過者  
(8)連盟理事会で特別承認した者

- 5.賞 優勝者 レプリカ 2、3位 メダル  
4位 菊皿 全員 予選通過記念品

- 6.参加料 20,000円(但し、決勝シード選手のみ)  
注 締切以後の参加取消しの場合は参加料は返金しない。

- 7.申込み期日 昭和59年4月23日(月)  
(注) 締切以後は理由の如何を問わば受けない。

- 8.指定練習日 指定練習日は各ブロック2回指定日を定め、うちいずれか希望日1回は会員並み扱い、1回は一般ビジター扱いとし、希望日を開催クラブに届け出のこと。ビジター扱い日利用の場合、クラブ側にスタートを予約することが必要だが、出場選手は会員の紹介を必要としない。

- 9.指定練習日 5月22日(火)、23日(水)

- (備考)**  
昭和59年度より日本アマチュア選手権の予選競技が中止になり、各地区アマチュア選手権が予選を兼ねることに決定いたしました。本年度は、本競技の上位33名が日本アマチュアの参加資格者となります。

## 昭和59年度 関東女子ゴルフ選手権競技実施規定

- ◎予選**
- 期日 昭和59年5月15日(火) 第1・第2ブロック予選
- 開催場所 第1ブロック 富士カントリー倶楽部  
御殿場市東山 TEL.0550(2)1616  
第2ブロック 佐倉カントリー倶楽部  
佐倉市坂田1,000 TEL.0434(85)0311

- 1.競技規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則、および本競技特別規則を適用する。

- 2.競技の条件 18ホール・ストローク・プレーを行い、各ブロック上位60位までが5月30日から2日間、桜ヶ丘カントリークラブで開催する決勝競技出場資格を得る。但し、各ブロック予選通過者数は参加者の数によって変更がある。

- 3.参加資格 (1)加盟倶楽部各種女子会員でJGAハンディキャップ20まで  
但し未実施クラブは下記計算により18まで  
(2)関東学生ゴルフ連盟推薦の若干名  
(3)KG A特別承認者

- 4.賞 メダリスト賞

- 5.参加料 予選、決勝を通じ 20,000円  
参加料はクラブで取りまとめ「三和銀行東京営業部関東ゴルフ連盟普通預金口座No.380」に振込のこと。

注 締切以後の参加取消しの場合は、参加料を返金しない。

- 6.申込み方法 (1)参加希望者は所属クラブに参加料を添えて申込むこと。  
(2)連盟加盟クラブ以外の参加者は直接連盟に申込むこと。

- 7.申込み期日 昭和59年4月23日(月)  
(注) 締切以後は理由の如何を問わば受けない。

- 8.指定練習日 指定練習日は各ブロック2回指定日を定め、うちいずれか希望日1回は会員並み扱い、1回は一般ビジター扱いとし、希望日を開催クラブに届け出のこと。ビジター扱い日利用の場合、クラブ側にスタートを予約することが必要だが、出場選手は会員の紹介を必要としない。

- (参考)**  
JGAハンディキャップを持っていない方は、所定の申請書に1年以内のベストカード10枚を提出して出場資格を取得して下さい。

- ◎決勝**
- 期日 昭和59年5月30日(火)、31日(水)
- 場所 桜ヶ丘カントリークラブ  
多摩市連光寺2985 TEL.0423(75)8811

- 1.競技規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則、および本競技特別規則を適用する。

- 2.プレーの条件 5月30日(火)  
第1ラウンド 18ホール・ストローク・プレー  
5月31日(水)  
第2ラウンド 18ホール・ストローク・プレー

- 3.タイの決定 36ホールを終り、第1位がタイの場合は、委員の指定するホールに於て、サンドン・デス方式のプレー・オフにより第1位を決定する。

- 4.参加資格 (1)予選通過者(各ブロック60位)  
(2)関東女子前年度10位  
(3)月例総合成績10位(58年4月～59年3月)

- 5.賞 優勝者 K G A杯(レプリカ)  
2位 金製プローチ  
3位 \*  
4位 \*  
5位 \*  
全員 予選通過記念品

- 6.参加料 20,000円(但し、決勝シード選手のみ)  
注 締切以後の参加取消しの場合は参加料を返金しない。

- 7.参加申込 参加希望者は所属クラブに参加料を添えて申込むこと。申し込みを受けたクラブは所定の申込書に参加料を添えて連盟に申し込むこと。参加料は「三和銀行東京営業部関東ゴルフ連盟普通預金口座No.380」へ振込みのこと。

- 8.申込締切日 昭和59年5月16日(火)  
締切以後は理由の如何を問わば受けない。

- 9.指定練習日 5月23日(火)、24日(水)、25日(木)  
但し、1人2日間を会員並み扱いとする。  
(何れの場合も予めスタート時間を予約すること。)

## 昭和59年度 関東倶楽部対抗競技実施要項

1. 昭和59年度参加希望チームが多数のため、予選を実施する。  
 (1)予選は都府県別を主体として11ブロックに分けて実施し、規定のチーム数に達しない県のクラブは適宜他のブロックに配分する。

(2)新規参加希望チームが出た場合は、当該都、県ブロックに配分する。  
 (3)決勝開催クラブは予選競技に出場することはできない。但し予選通過ブロック出場チーム数に加える。

2. 予選競技方法  
 (1)競技方法 18ホール・ストローク・プレー  
 (2)チーム構成 Aクラス 満50才以上(競技当日) 4名  
     Bクラス 年令制限なし 4名  
     計8名出場。但し、選手は学生、未成年者を除く正会員に限る。

(3)順位決定 A B両クラスの各ベスト3名、計6名のスコア統計によって決める。  
 タイ・スコアのときは決定方法  
 (a)スコア統計がタイのときはBクラス4人目、なおタイの時はAクラス4人目のスコアによって決める。  
 (b)なおタイのときはBクラスの個人ベスト・スコアの良い方を上位とし、それもタイのときは以下順次Bクラスのベスト・スコアを比較して決める。

(4)予選通過 ブロック出場チーム数が  
     9チームまでは第1位のみ  
     \* 14チームまでは第2位まで  
     \* 19チームまでは第3位まで  
     \* 24チームまでは第4位まで  
     \* 25チーム以上は第5位まで

注 但し、参加クラブ数により上記規準を変更することがある。  
 参加チーム数の少ない地区は近隣地区に割当てる。

3. 出場選手要員  
 (1)選手登録 Aクラス4名以上、Bクラス4名以上を所定の登録選手名簿で登録してください。  
 (但し、登録選手は他クラブまたは他地区連盟加盟クラブ選手として登録することはできない。)

(2)登録締切日 昭和59年3月31日(土)  
 (3)登録期間 1ヵ年とする。

4. 参加申込  
 (1)チームの編成 登録選手中よりAクラス4名、Bクラス4名を正選手として編成。

(2)選手の変更 8名に満たなかった場合は、登録選手から補充、登録選手で満たないときは登録外からも補充できる。

(3)申込締切期日 昭和59年5月10日(木)  
 (4)参加料の払込 予選、決勝を通じ1チーム15万円、参加申込みと同時に「三和銀行東京営業部関東ゴルフ連盟普通預金口座 No.380」へ振込みのこと。

5. 予選競技主会議 5月16日(水) 午後3時  
 パレスホテル (ゴールデンルーム)

## コース・レート

### ●昭和58年9月13日決定

ク ラ ブ 名	Korai		Bent	
	Back	Reg	Back	Reg
姉ヶ崎カントリー倶楽部・西コース (7月14日査定)	70.1	68.6	71.2	69.5
大黒海国際ゴルフクラブ・大仁コース (7月21日査定)	69.9	67.9	71.5	69.1
箱根湖畔ゴルフコース (7月22日査定)	67.2	66.1	68.4	67.4
千代田カントリークラブ (8月1日査定)	70.4	67.5	72.3	68.9
相武カントリー倶楽部 (8月25日査定)	69.8	68.3	68.7	67.2
菊川カントリークラブ (8月29日査定)	71.7	70.1	70.0	68.8
ミナミ菊川カントリークラブ (8月30日査定)	71.9		70.8	

### ●昭和58年11月1日決定

ク ラ ブ 名	Korai		Bent	
	Back	Reg	Back	Reg
館山カントリークラブ (9月22日査定)				
東・西	70.2	68.5		
西・中	69.2	67.7		
中・東	68.5	67.1		
宍戸国際カントリークラブ (10月7日査定)				
東・中	72.1	69.7	71.3	68.8
中・西	72.5	69.5	71.2	68.3
西・東	72.6	69.5	71.3	68.4
津川カントリークラブ (10月18日査定)	70.5	68.3		
芦の湖カントリークラブ (10月20日査定)			70.3	68.7
オークヒルズカントリークラブ (10月27日査定)			71.7	69.2

### ●昭和58年12月19日決定

ク ラ ブ 名	Korai		Bent	
	Back	Reg	Back	Reg
ロイヤルオークカントリー倶楽部 (11月4日査定)	69.7	68.3	70.2	68.8
津久井湖ゴルフ倶楽部 (11月10日査定)		(現行通り)		
相模野カントリー倶楽部 (11月10日査定)				
愛川・相模	69.2	67.6	70.0	68.4
相模・城山	68.8	67.2	69.5	68.0
城山・愛川	69.6	68.5	70.1	69.1
神奈川カントリークラブ (11月11日査定)				
東・南	68.3	67.4	67.2	66.3
南・西	65.2	64.3	64.4	63.5
西・東	65.9	64.9	64.9	63.9
相模カントリー倶楽部 (11月15日査定)	70.7	68.6		
昇仙峡カントリークラブ (11月21日査定)				
富士山・八ヶ岳	69.2	67.6	68.8	67.2
八ヶ岳・南アルプス	69.9	68.4	69.0	67.6
南アルプス・富士山	70.6	69.1	69.6	68.1
黒磯カントリー倶楽部 (11月24日査定)	68.8	67.6	69.1	67.8
成田スプリングスカントリー倶楽部 (11月30日査定)			73.3	70.2

# 月例競技成績表

昭和58年12月

(12月月例) 参加: 男子96名・女子49名 12月16日(金) 於: 袖ヶ浦カントリークラブ

(男子)

順位	氏名	クラブ	アウト	イン	合計
1	下井昌史	日大	37	34	71
2	西谷晃	新千葉	34	38	72
2	森茂則	セントラル	35	37	72
4	上代修二	中山	36	37	73
5	坂田哲男	袖ヶ浦	35	39	74
(以上入賞)					
6	小川透	岡部チサン	39	36	75
6	高安信行	セントラル	38	37	75
6	能川茂美	戸塚	40	35	75
9	浅川辰彦	武藏	38	38	76
9	大友富雄	塙原	37	39	76
9	大山四郎	鎌ヶ谷	40	36	76
9	小池達也	東我孫子	38	38	76
9	小出一尤	姉ヶ崎	40	36	76
9	桜本隆	南總	40	36	76
9	志村幹夫	大洗	39	37	76
9	中野弘治	芙蓉	39	37	76
9	広瀬義兼	富士平原	38	38	76
9	安間章浩	東京湾	38	38	76
9	山野辺邦夫	袖ヶ浦	38	38	76
20	大久保蕃	桜ヶ丘	38	39	77
20	大出正義	新千葉	38	39	77
20	並木秀	日大	39	38	77
20	初見為治	大利根	40	37	77

コース・レート 69.0

(男子)

順位	氏名	クラブ	アウト	イン	合計
20	前場敏信	杉ノ郷	38	39	77
25	河野安男	江戸崎	38	40	78
25	小暮卓	木更津	39	39	78
25	中川一光	狭山	39	39	78
25	堀芳浩	専修大	37	41	78
25	森永正隆	武蔵	40	38	78
25	山口現朗	武蔵	39	39	78

コース・レート 71.3

(女子)

順位	氏名	クラブ	アウト	イン	合計
1	三木恵美子	富士	41	40	81
2	鈴木エツ	大秦野	38	44	82
2	福井美保	GMG八王子	41	41	82
(以上入賞)					
4	矢嶋智都子	富士	42	41	83
5	高橋良江	東京国際	40	44	84
5	中田朱美	袖ヶ浦	42	42	84
7	齊藤美樹	甘樂	43	42	85
7	村田トシ子	鎌ヶ谷	47	38	85
7	渡辺恵子	高根	40	45	85
10	金田正子	成城大	43	43	86
10	喜多麻子	茅ヶ崎	41	45	86
10	黒沼カホル	烏山城	45	41	86
10	豊井キヨエ	府中	42	44	86

コース・レート 69.0

## お知らせ

### ●理事長変更のお知らせ

新里カントリー倶楽部	(新)大政満 (旧)原田直恭
今市ゴルフ倶楽部	(新)斎藤昭男 (旧)空席
レインボーカントリー倶楽部	(新)木村睦男 (旧)河野謙三
富士小山ゴルフクラブ	(新)利光達三 (旧)安藤楳六
草津カントリークラブ	(新)(代行)古茶一之 (旧)空席
大多喜カントリークラブ	(新)羽倉信也 (旧)佐藤欣治
相模カントリー倶楽部	(新)松本重男 (旧)鈴木太郎
朝霧ジャンボリーゴルフクラブ	(新)前川昭一 (旧)前川喜作

### ●倶楽部変更のお知らせ

#### 名称変更

(新) 櫻の宮ゴルフ倶楽部	
(旧) 水戸和尚塚カントリークラブ	
電話番号変更	
○紫雲ゴルフ倶楽部	(新) 0254-41-2471
○習志野カントリークラブ	(新) 0476-46-3111

### ●クラブ代表者変更のお知らせ

クラブ名	クラブ代表者
報知チサンカントリークラブ(黒羽)	竹井博友 広瀬頼重
今市ゴルフ倶楽部	斎藤昭男 池田光博
青梅ゴルフ倶楽部	(新)小山賢之助 青柳雄一
	(旧)山本久繁
船橋カントリークラブ	伊藤春次 (新)渡辺守治
	(旧)宮田真之
函南ゴルフ倶楽部	(新)北里良夫 (新)松永太
	(旧)猪原輝之 (旧)春山敏郎
秦野カントリークラブ	(新)麻井博 佐藤敏夫
	(旧)島崎龍五郎
相模湖カントリークラブ	國分勘衛
依久平カントリークラブ	佐藤喜一
大富士ゴルフクラブ	依田勇雄 三浦隆夫
エンゼルカントリークラブ	西村清常 中村芳藏
伊勢原カントリークラブ	(新)渡邊満之助 齊藤学
	(旧)樋原成美
相模湖カントリークラブ	木田繁 (新)横塚信夫
(新)利光達三	(旧)島尾正
(旧)鈴木太郎	(新)近衛通隆
(新)利光達三	(旧)郭茂林
(旧)安藤楳六	武田孝
(新)前川昭一	(新)柳原重男
(旧)前川喜作	(旧)関本照文
龍ヶ崎カントリー倶楽部	横田久生 (新)山脇正勝
	(旧)村田豊雄